

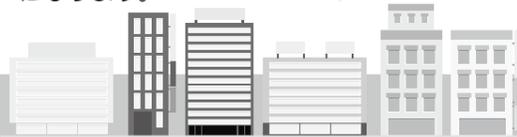
「西原町のまちづくり」提案募集について

西原町では「西原町まちづくり基本条例」に基づいて、町民及び町内関係団体から、まちづくりに関する提案を募集しています。

ハード事業、ソフト事業の区別は問いません。町全体に関わる幅広い考え方で、建設的なご提案をお待ちしています。沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）をはじめとする国、県の各補助制度の活用や、町政運営の参考とさせていただきます。ただし、提案書の返還や提案した事項に対する回答は行いませんので、ご了承ください。

なお、ご提案いただいたアイデアや提案が事業化された際に派生する一切の権利は、西原町が所有することになります。

- 提案方法
提案書を直接、総務部企画財政課へお持ちいただくか、郵送、FAXまたはメールで提出してください。
※ 提案書の様式は総務部企画財政課で配布、または西原町ホームページからダウンロードできます。
※ 提案者の住所氏名は可能な限り記載してください。（匿名でも提案は可能です）
- 提出期限 8月29日(金)
- 提出先及びお問い合わせ
総務部企画財政課 政策係
住所 〒903-0220 西原町字与那城140-1
電話 098-945-4533(内線3104) FAX 098-946-6086
Eメール koufukin@town.nishihara.okinawa.jp
西原町ホームページ <http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>



9月10日は『下水道の日』

毎年9月10日は「下水道の日」と定められています。下水道整備の促進について国民の理解と協力を得ることを目的に、全国的にさまざまな啓発事業・行事が実施されます。西原町でも中城村・与那原町・南城市と合同で、車両広報パレードやバガス（肥料）の無料配布を行います。

今年の推進標語は「げすいどう みずのみらいを まもるみち」

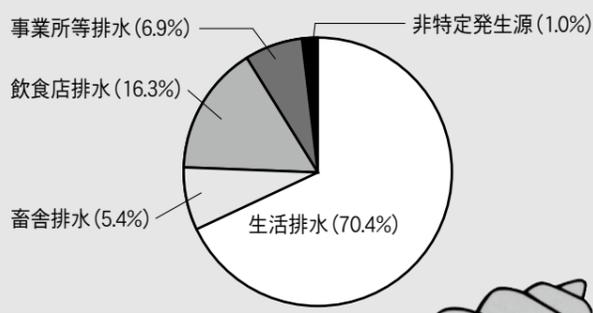
《下水道の役割》

毎日の暮らしから生じるさまざまな生活排水等によって、本町の川も汚れています。しっかりした処理ルートを整備していなければ、沖縄の美しい海やきれいな川を汚す原因になっています。下水道施設はこのような汚水を専用の処理場できれいな水に変え、川や海へ放流します。水質環境の保全、衛生面の向上、そして快適な日々の生活が送れるように、下水道施設は地域のために活躍しています。

生活排水で汚れた川



川の汚れの発生源(西原町内河川、1995 県調査)



《下水道の供用開始区域》

現在、我謝、美咲、与那城、西原ハイツ、兼久、東崎、平園、小那覇、嘉手苺、掛保久、内間、小橋川、呉屋、小波津、津花波、県営西原団地、翁長、西原台団地、小波津団地、棚原の各一部等となっています。今後も工事の進捗と合わせて年次毎に下水道が使用できる区域（供用開始区域）を増やしていきます。

※供用開始された区域の建物所有者については

- ・各家庭の生活排水(汚水)は、し尿浄化槽等を廃止して公共下水道に接続することが下水道法で義務付けられています。
- ・下水道に接続すると水道使用量等に応じて下水道使用料が発生します。
- ・浄化槽などから下水道への切替工事に補助金を交付する制度（一定条件を満たすものについて）があります。

●中城湾南部流域下水道促進協議会キャラクター(オカヤドカリ)



お問い合わせ 建設部上下水道課 下水道係 ☎945-4934

「特別警報」について



「特別警報」とは?

気象庁はこれまでの大雨、地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こるおそれがあるとき、警報を発令し、警戒を呼びかけていました。これに加えて平成25年8月から、これまでの警報の基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想される場合に、新たに「特別警報」を発令し、最大限の警戒を呼び掛けることにしています。

万が一「特別警報」が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況になる可能性があります。周囲の状況や発表される「避難指示・避難勧告」などの情報に留意し、ただちに「避難行動（命を守るための行動）」をとってください。

「避難行動」とは?

避難行動とは、西原町が設置する避難所に避難することのみではなく、周囲の状況や市町村から発表される「避難指示・避難勧告」の情報をもとに、自らの判断によって命を守るために行うすべての行動のことです。そのため、台風時に強風で自宅が倒壊するおそれなく自宅に留まっても命の危険がないと判断される場合は、自宅に留まることも避難行動になります。

暴風時や河川の氾濫時には、西原町の設置する避難所へ避難することの方が危険な場合もあります。状況を判断し、命を守るための最善の方法は何かを考え、自宅に留まるか、隣近所や近くの親戚の家に避難すべきか自ら判断してください。

また、避難所等へ避難した方がいいと判断される場合は、危険がさしめる前に早めに避難してください。

※ 今後も特別警報が発令された場合は、気象庁から「ただちに避難行動をとってください」という表現の放送が防災無線より放送されることがあります。その際は上記のように、命を守る一番の方法は何かを考え自ら判断して安全を確保する対応をお願いします。

※「特別警報」の詳細は、気象庁のホームページを確認ください。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>

お問い合わせ 総務部総務課 総務係 ☎945-5011
沖繩気象台 ☎833-4283

町県民税2期分の納期限は、9月1日(月)です

納め忘れのないよう、よろしくお願いします。

- 町税の納付が遅れた場合は、延滞金が加算されます。お早めに納めてください。
- 滞納が続きますと、預金や不動産等の差押を行う場合があります。
- 町税の納付は口座振替を利用すると便利です。納め忘れのない口座振替に切り替えましょう。口座振替の申請書は、町内各金融機関または総務部税務課の窓口にあります。必要事項を記入の上、口座開設先支店に提出してください。

- ※ 残高不足のため口座振替ができないケースが発生しています。口座振替日の前に残高を確認してください。
- ※ 当初納付書と督促状等で、同一期の税金を重複払いするケースが発生しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収書等はまとめて控えてください。

平成26年度各町税目の納期限

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町 県 民 税		6月30日	9月1日	10月31日	平成27年2月2日
固定資産税		4月30日	7月31日	12月25日	平成27年3月2日
軽自動車税		6月2日			

お問い合わせ 総務部税務課 徴収収納係 ☎945-4729